

【返還免除制度】のご案内

さいたま市では、本市の大学等に関する貸付制度を利用し、その目的を達成した学生等「**真摯に学業に取り組み、本市の発展に寄与する人材となった方**」に対して、本市の入学準備金、奨学金の返還金の一部を免除する【返還免除制度】を行っています。（高校等の貸付については、対象外になります。）

◎免除申請のできる方

令和元年9月以降に新規の貸付けを受けた方であること

本市の貸付を利用して修学した大学等卒業後、以下の**すべての要件**に該当すること

- ・さいたま市に居住し、本市の市民税が課税され、かつ滞納がないこと
- ・さいたま市奨学金等の返還に滞納がなく、返還猶予中でないこと
- ・大学等を正規の修業期間内に、優秀な成績を修め卒業していること

（“優秀な成績”とは大学等で採用されている成績評価 GPA3.0 以上を基準とします）

◎返還免除額

免除総額：貸付総額の4分の1を超えない範囲内

- ・1年間の免除額は「その年に返還すべき額の2分の1」に相当する額で、免除総額に達するまでとなります
- ・毎年申請が必要です

◎返還免除例

4年制大学で奨学金の貸付を受けていた場合（返還期間8年間）

通常返還の場合

150,000円 × 8年間 = 返還総額 1,200,000円
(月返還額 12,500円 × 12ヶ月)

返還免除が認定された場合

返還免除総額(返還総額の1/4に当たる額) 300,000円

免除を利用する4年間 + 通常の返還をする4年間 (返還総額)
300,000円 + 600,000円 = 900,000円

(月返還額 6,250円 × 12ヶ月 × 4年間) + (月返還額 12,500円 × 12ヶ月 × 4年間)

(※一例です。お受けになっていた貸付額等により免除金額は変わります。)

※返還免除制度を受けるため、申請により相当期間、返還を猶予する制度もあります(審査あり)。

問い合わせ先

さいたま市教育委員会 学事課 教育費支援係
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
さいたま市役所 第二別館1階
TEL 048-829-1647 (直通)
FAX 048-829-1990

